

# 住民基本台帳カードを利用した転出届

- ・この届出が出来るのは、転出される方の中に住基カードの交付を受けている方がいらっしゃる場合に限りです。(一時停止中の場合は受付できません)
- ・住基カードを利用することにより、紙の転出証明書は不要になります。  
ただし、すでに新住所地にお住まいになっている場合、転出されてから14日以内に、この届出書が当課に届いていないと、通常の転入届と同様に、紙の転出証明書が必要になります。(その際には返信用封筒の送付をお願いする場合があります)
- ・お持ちの住基カードは、新住所にて転入届を行う際に必ず必要となりますので、住基カードは郵送しないで下さい。
- ・転入届の際には、世帯全員分の住基カードを持参して下さい。暗証番号入力も必要です。  
写真無の住基カードの方は、運転免許証・パスポート等を持参することをお勧めします。

下記のとおり届出します。

神栖市長 あて

記 入 日	平成 年 月 日	届 出 人	⑧
転出(予定)年月日	平成 年 月 日	連 絡 先	( ) -

住 所	新		世帯主	新	
	旧			旧	
	フリガナ		性 別	生 年 月 日	
	氏	名		住 民 票 コ ー ド	
1			男・女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
2			男・女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
3			男・女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
4			男・女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
5			男・女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日
世帯主 変更欄	世帯主が転出される場合で、2名以上が神栖市に残られる場合は、新しい世帯主を1名お選びになり、右欄に記入して下さい。				新世帯主

※ 昼間の連絡先を必ず記入してください。

※ 住民票コードは分かる方のみ記載して下さい。

※ 国民健康保険、国民年金、介護保険、税関係等で別途窓口に来ていただく必要がある場合もあります。

※ 本人確認ができる証明書等の写し(運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証等のコピー)を同封して下さい。

送付先 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 市民課